

## 第4回 北九州市生活保護行政検証委員会 議事録

日 時 平成19年7月10日(火) 15時00分～19時10分(非公開部分は除く)

場 所 西日本総合展示場新館 C・D会議室

出席者

<委員>

稲垣 忠 (北九州市立大学大学院特任教授(社会福祉)、元朝日新聞論説委員)

田中 政治郎 (福岡県弁護士会北九州部会長)

富安 兆子 (高齢者社会をよくする北九州女性の会代表・北九州いのちの電話理事)

東山 久子 (NPO法人 食と文化でつくる北九州女性の会代表)

平田 トシ子 (北九州女子短期大学教授(ジェンダー論)・北九州市人権施策審議会委員)

<アドバイザー>

石橋 敏郎 (熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科 教授)

<行政側(発言者)>

東 博幸 総務部長(事務局)

小林 正己 地域福祉部長

(敬称略)

### 1. 開会

【総務部長】 ただ今から第4回北九州市生活保護行政検証委員会を開催する。まず本日の議事について説明申し上げる。本日は、前回の委員会において、委員の皆様から要望のあった門司区の事例に直接対応した面接主査や保健師などに対するヒアリングを行う。

その後に、八幡東区の事例について関係者からヒアリングを行うこととしている。

それでは、稲垣委員長、議事進行をお願いします。

### 2. 配布資料の説明

【稲垣委員長】 それでは、議事に入る前に、本日の配布資料について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 簡単に説明する。お手元に「次第」1枚もの、「報道機関・傍聴者配布用 資料J 八幡東区死亡事例の概要」「報道機関・傍聴者配布用 資料K」の3部を配布している。この中で、資料J・資料Kについて説明する。資料Jについては、八幡東区における

死亡事例の概要ということで、P 1～P 2に死亡事例の経緯、それからいままでの資料と違い保健福祉台帳あるいはケース記録票、面接記録票をその事象によって中見出しページをつけている。今回は面接記録と同時に取り下げであるとか保護の申請の却下という事象についての起案や決裁をつけている。それを事象的に時系列的に中見出しページをつけ、整理したのが資料Jである。それから資料Kについては、この資料Jの中で、例えばP 28やP 30を見ていただきたい。添付資料C、添付資料Dの表示がある。これについては、取り下げなどの決裁を補足する上での添付資料である。これら添付資料については、現在、情報公開請求があっており、その中でも不開示となっている。そのため、事務局としては、添付資料のAからH、生活設計計画書や民生委員意見書などについては報道機関・傍聴者用には配布していない。委員には、資料Jに記載されている添付資料AからHまで配布しているところである。資料の説明は以上である。

### 3. 議事

【稲垣委員長】 皆様のお手元にある資料Jは黒塗りの部分が多くて恐縮だが、門司区の事例と違いかなり微妙な問題があり、こういう結果になっている。それでは、この後に行われる関係者ヒアリングについて若干説明する。

まず最初に、総務部長も説明したように、門司区の再ヒアリングを行う。門司の事例については、6月5日の第2回の本委員会において、当時の保護課長ならびに生活支援課長、そして、福祉事務所長に来てもらい、門司区の当時の対応についてヒアリングを行った。しかしながら、委員会では、面接記録票などの関係書類による説明だけではなく、亡くなられた男性や扶養義務者に直接会って相談を受けている面接主査ならびに保健師からもっと具体的な当時の状況や考え方などを聞きたいということに結論づけたので、本日、あらためて担当者レベルの関係者、面接主査、生活支援課の保健師に来てもらった。委員会としては、ヒアリングを通じ、これら福祉に携わった担当職員として、いままでも市のマニュアルとかも取り上げられているが、市の生活保護行政に関する組織に基づいて、どのような考え方を持っていたのか、あるいは（業務）経験などを聞き、どのように亡くなられた男性に対応していったのかということ詳しく聞いていきたい。

そして、その中から今後の生活保護行政の改善すべき点が見出せるのではないかと考えている。

それから、本日はさらに平成17年の1月に亡くなられた八幡東区の男性の事例についても、福祉事務所の関係者を呼んでヒアリングを実施する。この事例についても門司区と同様に生活保護申請をめぐって、その最中に亡くなられたという点が類似しており、当時の新聞やテレビなどで取り上げられている。本日は、この事例について八幡東区役所がどのように対応していったかについて、関係者、福祉事務所長、当時の保護課長、ならびに面接主査からヒアリングを行って、生活保護申請に至らなかったという経緯について、検証していきたいと思っている。

それでは、議事の進行にあたり、本日予定している関係者ヒアリングについて各委員に確認させていただく。門司区、八幡東区の事例について、個別的な、また具体的な個人情報が多く含まれているために非公開で行いたいと思うが、いかがか。

(各委員賛同)

**【稲垣委員長】** 異議がないようなので、ヒアリングの部分については非公開とする。但し、ヒアリングについては、皆さんの関心も高いと思うので、私どもが最初に約束したとおり委員会はできる限り公開していきたいという観点があるので、報道機関の皆さんには、ヒアリング終了後の17時35分頃から、ただ開会が遅れたことやヒアリングが長引くこともあるが、30分程度のレクチャーを行いたいと思っているので、報道機関の方はご了解いただきたい。

**【富安委員】** 日程の件につき確認したい。もう少し丁寧に検証する余裕は、つまり回数を増やすとか、私を含めて時間を取りにくいと思うが、予定された回数と時間では、非常に心もとない気がするので、どこで検討していただき、許す限りで回数と、それから1回で2時間、会議は1時間半が限度という方もいるが、多少時間も延ばしていただくなど検討していただきたい。

それから、委員の中でも意見の交換を、場合によっては役所の方に遠慮していただき、内部で本音でこれからのことをどうしていくのか議論ができれば幸いと思うので、検討いただきたい。

**【稲垣委員長】** わかっている範囲で説明する。7月は、3回の開会を予定している。それで、本日のヒアリングに基づき、さらに詳しく「こういう面について説明が必要である。」というご意見が委員の皆様から多く出れば、それを取り入れて、この7月は回数を増やすのは事実上不可能だが、問題によれば、いま委員が言われたことも十分検討していきたい。あらためて委員会に諮りたい。この委員会は、門司、八幡東の事例をもとにして、生活保護行政のあり様を検討していくわけだから、それに資するものがあれば、検討していきたいと思っているので、了解いただきたい。そのほか、進行について何かないか。

(特に意見なし)

**【稲垣委員長】** 意見がないようなので、ただ今からヒアリング会場まで移動したいと思うので、委員ならびに市の関係者は移動をお願いします。

## 関係者ヒアリング終了後の報道機関向け事後レクチャーの概要

【稲垣委員長】 門司区の事例については、当時の面接主査と係長級の保健師から話を聞いた。

面接主査は、平成17年から2年間、門司区の福祉事務所で同業務を担当し、1日に3～4件の相談を受けていたとのこと。かつて小倉北区の福祉事務所でケースワーカーを4年9か月やったベテランである。面接主査の重要な点は何かと尋ねたところ、相談者からきちんと話を聞くことであるとのことであった。亡くなった方の最初の印象を聞いたところ、9月30日の面談時は、痩せて弱々しく、栄養が行き届いていないという印象、次男はおとなしい性格という印象とのことだった。ポイントとなるのは、12月の面談で、「保護を受けたい」ということについてどのように受け止めたかということである。書類に保護申請があったと書いてあるのは、次男からの電話で「保護を受けたい」という話があり、面談時にその場所で聞いたわけではないという発言があったが、いずれにしても「保護を受けたい」ということがあったということは認めた。私どもの最大の関心は、それにもかかわらず保護に至らず、相談という段階で処理したことであり、この点について委員からかなり質問が出た。私どもとしては、長男、次男という扶養義務者がいるということが、相談として処理した理由と受け止めた。12月6日の面談時に、もう一度長男と相談しなさいということで帰していることが妥当だったのかという点も聞いたが、保護要件の中の扶養義務に非常にこだわっていたという印象を受けた。亡くなった方は2回にわたり次男と一緒に福祉事務所に来ているが、このようなケースはあまりないため、何らかの形で子どもたちが関わるのではないかという気持を持っていたようだ。こういうことになったことについてどう思っているかという点については、「当時の処理が間違っていたとは思っていないが、もう少し配慮をすべきだったと思っている」とのことだった。生活保護の法律の主旨、要件が明文化されているので、当時の対応は間違っていないと、扶養義務ということを繰り返し言っていた。

保健師は、9月30日に最初に申請に行った時に関わった。生活支援課に所属しており、緊急対応マニュアルに従って、健康状態の確認の担当として、ケースワーカーと2人で行ったようである。保健師は、栄養状態に問題があり、不整脈があるなど、健康状態に問題があると判断した。ここで、注目すべき発言があった。第2回会議で配布した資料E-1のP27に「前田陽司氏 訪問経過等」の①一般身体状態に、「言動ははっきりしており、受け答えも明確である。本人は、やせて栄養不足の状態ではあるが親族との交流がありかつ身体的問題がある状態ではないと判断」とある。しかし、保健師は身体的状況には問題があると報告したとのことであり、なぜ記録がそうなったのかわからないと言っている。保健師が問題ありと判断したのに記録がこうなったということは、上の段階の人がこういうふうにしたのか、現時点では確認できていないが、確認すべきと考えている。また、次に関わった保健師は別の方で、本日はお呼びしていなかったのだが、保健師が関わったの

は、この方が亡くなるかなり前の段階である。「もう少し関わるべきだったのではないか」との発言が委員からあったが、保健師の仕事上の守備範囲は健康を守ることだが、お金が無いというのは、健康を守る前の段階の問題で、まずはお金のない状態を解消してもらわないと、保健師としてはどうしようもないとのことだった。結局、最後は障害者のマネジメントということで、障害の担当にバトンタッチして保健師の関わりは終わっている。

八幡東区のケースでは、本日皆さんに配布された資料では黒塗りが多く、この方の生活態度や性癖について知るすべがない。黒塗りになっている部分に関わる情報ではあるが、委員長としての判断で、この方の生活態度や性癖に関して若干説明を付け加えないと理解できないと思う。この方は、年金を担保に約 130 万円の融資を受けているが、何に使ったのかという問い合せに対する説明ができず、使途不明金が約 40 万円にのぼった。最終的に約 7 万円の使途不明金があったため、かなりゴタゴタしたようだ。この方は平成 15 年 1 月に養護老人ホームに入所したが、ここでセクハラ事件や暴力事件を起こし、ホームでの生活に馴染めないという理由で退所している。ここを出るときに、厚生年金を担保に約 130 万円の融資を受け、アパートを借りて電器製品を買うなどして、わずか 3 か月くらいで全部使ってしまい、保護申請に至っている。しかし、平成 15 年 4 月にケースワーカーを刃物で脅す事件があり、申請を却下されている。再度、5 月 14 日に保護申請を行い、5 月 17 日と 27 日に生活援助資金を各 1 万円貸し付けている。しかし、1 万円の使途を数百円単位までかなり厳しくチェックされ、そこまで言われるならということだろうか、6 月 1 日に保護申請を取り下げている。

取り下げ以降の保護の相談等について、私どもとしては納得ができないということで、かなり時間をかけてヒアリングをした。この方が亡くなった時の所持金は 19 円しかなく、生活保護が認められたというのは、葬祭扶助を決定したということである。

結局、この場合も子供が 3 人いたために、扶養義務者との関係を福祉事務所はかなり重要視したようだ。長男とは連絡が取れず、次男は扶養を断っており、長女とは連絡をしていないという回答をしたために、ここで関わりが消え去った。私たちとしては、生活保護を申請する時に、そこまで扶養義務者に対して扶養するかどうかを聞かせて、回答が無いと保護申請を認めないのはおかしいではないかという考えである。「扶養義務者が何人いますか」ということを聞くのは当然だと思うが、その人たちが扶養してくれるか、してくれないかを聞いて確認しなければ申請書を渡さないということは、法の求めていることではなかろうと発言したところ、「そうです」という回答はなかったが、かなり認めていただいていると感じた。今年の 3 月からは、そこまで聞かずに申請書を渡しているとのことであった。私どもの関心は、申請意思が明らかであれば、その他の要件により申請書を渡さないのは間違っているのではないかということである。

この八幡東区の男性は、なかなか申し上げにくい事情もあるが、使途不明金、老人ホームでの事件などを見る限り、個人的な性癖がかなり変わっており、普通では考えられない面があるというのは確かである。ケースワーカーを 2 回脅しており、女性ケースワーカー

が精神的にまいってしまったということもあった。そのようなことがあったから申請書を渡さなかったのか、あるいは保護申請を認めなかったのかということは、繰り返し尋ねたが、そういうことは絶対ないと言っていた。私が気になったのは、無差別平等の原則に反するような処理をしたのではないかという点だが、それはないと発言であった。また、私が問題視したのは、この方は糖尿病で、片目を失明しており、非常に高い血糖値で、足の切断に至る可能性まであったということが書いてあるので、糖尿病がどの程度であったのか、1日にインシュリンをどの程度使っていたのか、と尋ねたところ、把握していなかったことである。私は、これは重大な問題であると受け止めた。民生委員の意見書には、この男性がインシュリンを使用していて、月額の医療費が15,000円必要といった記述があったが、八幡東福祉事務所の出席者は誰ひとりそれを把握していなかった。私は、このような病気を持った人の扱いとしては甚だ不適切であると申し上げた。

現在では、本件を教訓として、申請書を面接室に置くようになって、比較的渡すようになってきているが、それによって業務がどうなったかを尋ねた。申請書の交付を緩めても、業務が大幅に増えて大変だという状態にはなっていないとのことである。

それでは、質問があればお聞きしたい。

**【報道機関】** 区役所の担当者は、扶養義務があるので申請書を渡さなかったという認識なのか。

**【稲垣委員長】** 保護の要件として、扶養義務ということがあると判断したと言っている。それがどの段階で求められるのかだが、今までの処理は、保護を受けたいと言ってきた段階の相談業務の時に、扶養義務者からどれだけ扶養してもらえるかの確認を求めているということ。

**【報道機関】** それが適正な事務処理だと思っていたということか。

**【稲垣委員長】** そうだ。

**【報道機関】** 委員の皆さんはどう思っているのか。

**【稲垣委員長】** 申請の要件としては、そこまで法は求めていないだろうと思う。門司も八幡東も、子供がいるということで、子供にまず確認しなさいと言っている。門司区のケースでは、12月6日の段階で長男に相談するようにと言っている。八幡東区のケースでも、長男は離婚した妻の子で、次男と長女は同棲していた女性との子供という複雑な家庭だが、同様である。子供がいる場合の申請では、必ず扶養についてチェックしている。

【報道機関】 門司のケースでは、保健師が9月30日に栄養状態に問題ありと報告しているのに、報告書ではそうになっていないということは、委員の皆さんとしては、改ざんだと考えているのか。

もし、栄養状態に問題があるという保健師の判断がそのまま福祉事務所に伝わっていれば、何らかの支援が可能だったのか。

【稲垣委員長】 記録については、現段階ではまだ判断できない。

男性の様子から、健康ではなく弱々しいということは当然把握していたはずなので、保健師の判断があろうがなかろうが、もう少し適切に対処できたのではないかと考えている。

【報道機関】 八幡東区のケースでは、ケアマネージャーの接触が多かったと思うが、今後ケアマネージャーを呼んでヒアリングする予定はあるのか。

【稲垣委員長】 検討させてもらいたい。そういう発言もあったが、守秘義務の問題もある。

【富安委員】 保健師から事実と違う報告があったわけではない。保健師は、かなりシリアスと認識したと言っている。資料E-1のP27に「やせて栄養不足の状態ではあるが親族との交流があり、かつ身体的問題がある状態ではないと判断」とあったので、このへんの整合性についてどうかと聞いたところ、保健師という国家資格においてちゃんと報告したと言っている。誰がそのように書いたのかは知らないとの回答であった。

【報道機関】 保健師の報告は口頭か、文書か。

【稲垣委員長】 そこは確認していない。

【報道機関】 保健師の判断との整合性がないことが分かったのであれば、・・・

【稲垣委員長】 早急に確認して報告を求める。必ず確認していただく。

【報道機関】 次回の委員会でということか。

【総務部長】 できれば、20日に開催される次回の委員会で報告したい。

【稲垣委員長】 調べさせてもらいたい。うやむやにはしない。

【総務部長】 職員の異動もあったので、少し時間をいただきたい。

【報道機関】 八幡東では運用を変えているとのことだが、これまでは相談の段階で扶養の確認などを行っていたわけだが、それが現時点では間違いだという認識を今日示したということか。

【稲垣委員長】 妥当ではなかったと思ったのかもしれない。ヒアリングでは、「間違いだと思っているか」というような訊きかたはしていないので正確には答えられないが。「当時の事務処理のやり方についてどう思っているか」という訊き方に対しては、妥当であった、法律の要件に従って処理したと言っていた。間違っていたという回答はなかった。

【報道機関】 答えたこととしては、適正に処理したということと、現在は変えているということか。

【稲垣委員長】 そうだ。

【報道機関】 変えたというのは、八幡東独自の対応か。

【稲垣委員長】 門司でも相談室に申請書を置いている。

【報道機関】 申請書を置くことではなく、相談の段階で扶養義務者の意思を確認しなくても申請書を渡すという運用は、八幡東レベルでやっているものなのか、市全体でやっているものなのか。

【地域福祉部長】 「扶養する方がいますか、扶養する方がいれば、基本的に生活保護は適用になりません。扶養者のお金で足りない分を生活保護で賄います」という説明をする中で、「もし話合いの余地があれば家族、親族と話し合いをしてください」という話は、現在もしている。「それはそれとして、申請をしたい」という意思表示があれば、申請書は渡している。これは全市同じ扱いでやっている。

【報道機関】 それでは、今までと変わらないではないか。

【地域福祉部長】 その説明をきちんとして、ご理解をいただきたいというお願いをするという点は変わっていない。それでも、例えば「扶養義務者である親、兄弟と話をしたくない」と言われれば、申請書は渡さざるを得ないので渡している。

【報道機関】 何も変わっていないということではないか。

【稲垣委員長】 申請意思のある方には即日申請書を交付している。また、「親、子どもはいますか」というようなことは訊いているということ。申請をした段階で、扶養の意思を直接会いに行き確認している。市として方針を変えたのかという質問に対しては、市としてどう答えるか？

【地域福祉部長】 変えたという言い方が適切かどうかわからないが、原則をきちんと確認して周知したということ。扶養義務の回答がなければ申請書を渡さないという状況が一部であったとすれば、それは、現在は渡している状況になっている。

【富安委員】 私もその点を聞きたかったのだが、時間が足りず聞けなかった。従来の担当者は、「自分たちがやってきたことを間違っているとは思わない」と頑強に言っている。しかし、現実には運用が緩やかになってきたという事実はあるわけである。市民感覚としては、「それまでの対応が適切でなかったから、このように変えたのだろう」と思うが、その因果関係は確認できていない。残念である。

【報道機関】 相談の段階で、扶養義務者の意思確認を求めていたというのは、門司か、八幡東か。

【稲垣委員長】 両方である。

【報道機関】 それが不適切だったと言ったのか。

【稲垣委員長】 不適切だというのは、私どもが申し上げた意見である。

【報道機関】 わかった。

【稲垣委員長】 八幡東の当時の保護課長からは、「生活保護法で要件が決められているため、運用上、扶養関係は聞かざるを得ない。したがって、垂直の親子関係については聞くようにしている。」との説明があった。また、「市民感情も考えなければならない。つまり、子は親を扶養すべきだという人もいるので、生活保護法とのバランスが必要であろう」との話があった。ただ、現在は即日交付しているとのことである。

【報道機関】 委員会の見解としては、門司と八幡東のケースについては対応が不適切だったという認識で間違いないか。

【田中委員】 まだ途中の段階である。しかし、そういう方向で検討が進んでいるとご理解いただきたい。

【稲垣委員長】 委員会として結論が出た段階ではないが、全体的な雰囲気はそういう方向で進んでいる。現在の時点から、どう思っているのかという質問に対しては、「もう少し配慮すべきだった」と言っている。人が亡くなっているわけだから、問題があったと受け止めるのが自然であろう。ただ、委員会の見解はまだまとまっていない。

【報道機関】 本日ヒアリングしたのは、資料に書いてある方だけか。

【稲垣委員長】 そうだ。

以 上